



だより

国民健康保険被保険者証／福祉医療費受給者証 更新のお知らせ

現在、お持ちの保険証及び受給者証の有効期限は、令和2年7月31日までです。新しい保険証等は7月末までにお送りいたします。

長野県 国民健康保険 被保険者証 高齢受給者証	記号	有効期限 発行期日	令和3年 7月31日 令和2年 8月 1日
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
適用開始年月日	年 月 日	世帯主氏名	
交付年月日	年 月 日	住所	長野県茅野市
保険者番号	2101147	交付者名	茅野市
	長野県茅野市梅田二丁目6番1号 電話 0268-72-2101	印	

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証がひとつになります。

70歳以上75歳未満の被保険者の方には、これまで国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の2枚を交付していましたが、今回の更新から1枚となります。

【有効期限】 令和2年8月1日～令和3年7月31日

※昭和20年7月31日以前に生まれた方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。誕生日からは国民健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入することになります。

福祉医療費受給者証

【対象者】 以下の表に該当する方

子ども	出生から中学校卒業まで
心身障害者	特別児童扶養手当2級以上の人 身体障害者手帳3級以上の人 (65歳以上の方は4級でも該当になる場合があります。) 療育手帳A1・A2・B1の人 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 障害年金1級の人 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭など	18歳未満の児童を扶養している母及び児童 18歳未満の児童を扶養している父及び児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上の低所得者世帯高齢者	市民税所得割を課せられていない世帯

【有効期限】 令和2年8月1日～令和3年7月31日

※受給資格区分によって有効期限が異なる場合がありますので、届いた受給者証をご確認ください。

上記有効期限と異なる有効期限の受給者証が届いた方は同封の通知をご確認いただき、該当する場合は更新の手続きをしてください。

また、更新の手続きは必要ありませんが、受給資格区分によっては、改めて手続きが必要になる場合があります。なお、子どもの受給者証の有効期限は中学校卒業までになっていますので、引続き現在お持ちの受給者証をお使いください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

国民健康保険被保険者のうち、給与などの支払いを受けている被用者の方に傷病手当金を支給します。

【対象者】 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために仕事を休んだ方

【支給額】 直近3ヶ月の平均収入（日額）の3分の2を基礎として算出

※申請を希望する方は、事前に高齢者・保険課医療保険・年金係へお問い合わせください。